

金属熱処理業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月30日

一般社団法人 日本金属熱処理工業会

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月14日～12月5日
- ・ 調査企業：（一社）日本金属熱処理工業会の会員企業184社を対象
- ・ 回答企業：77社（前年度 72社）
- ・ 回答率：41.8%（前年度 39.3%）

【概観】（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

✓「価格決定方法の適正化」については、価格転嫁の協議を約20%の企業が全ての取引先と行い、約90%の企業が約半数の企業と協議を行っている結果となったことは、概ね価格転嫁を行える環境が整ってきたと言える。特に昨年度調査時には「100%反映」は全ての項目において20%前後の回答であったものが、本年度調査では40%程度まで増加しており、また「0%」及び「マイナス」が10～20%前後であったものが、3%前後まで減少していることは特筆に値する。ただし、「労務費の価格交渉に経営者トップが関与」していない企業が約20%であるのは、改善の余地がある。

✓「支払い条件」については、約80%の企業が「全て現金払い」であり、昨年度調査時の約40%から、取適法施行を踏まえた対応を含め、大きく改善したのは特筆に値する。また、調査時点で「全て現金払い」でない企業のうち半数が、取適法施行後は「全て現金払い」とすると回答しており、重点課題の一つである支払条件の目指す「全て現金払い」に、約90%の企業が該当することになることは大きな進展である。ただし、取適法施行後の方針が決定していない企業も1社のみであるが存在しているので、施行後、現状を確認する必要がある。

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ✓ 「減額要請」については、回答した企業のうち1社を除き「減額要請したことがない」との回答であり、当該1社も「取引先と十分協議を行った」結果であり、少なくとも優越的な立場を悪用した一方的な減額要請ではないため、大きな問題ではないと言える。ただし、今後、社会情勢の変化等に伴い、減額要請が止むを得ない状況に陥った時は、取引先との十分な協議等を行い、一方的、かつ、強制的な減額要請にならないよう、常に適正な取引関係の維持に努めるよう指導する。
- ✓ 「型取引の適正化」については、金属熱処理業界において件数そのものが少ないため業界としての傾向とは言えないが、回答した企業で保管費用や不要型の廃棄費用の支払いを行わなかったと回答した企業があったことは改善の余地がある。
- ✓ 「知的財産等への対応」については、知的財産を含む取引のある企業のうち15%の企業が「全く実施しなかった」との回答であり改善の余地がある。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、約80%の企業が「特に影響はない」との回答であり、「分からない」を含めると約90%の企業で影響はないと言える。また、影響の内訳においても短納期発注や祝休日出勤を余儀なくされる例が多く、サプライチェーンの下層に位置する業界としては止むを得ない状況とも言える。ただし、そのような状況に対するコスト負担について2社が「全く負担しなかった」との回答であるのは改善の余地がある。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法（1 / 4）

【分析結果・今後の課題】

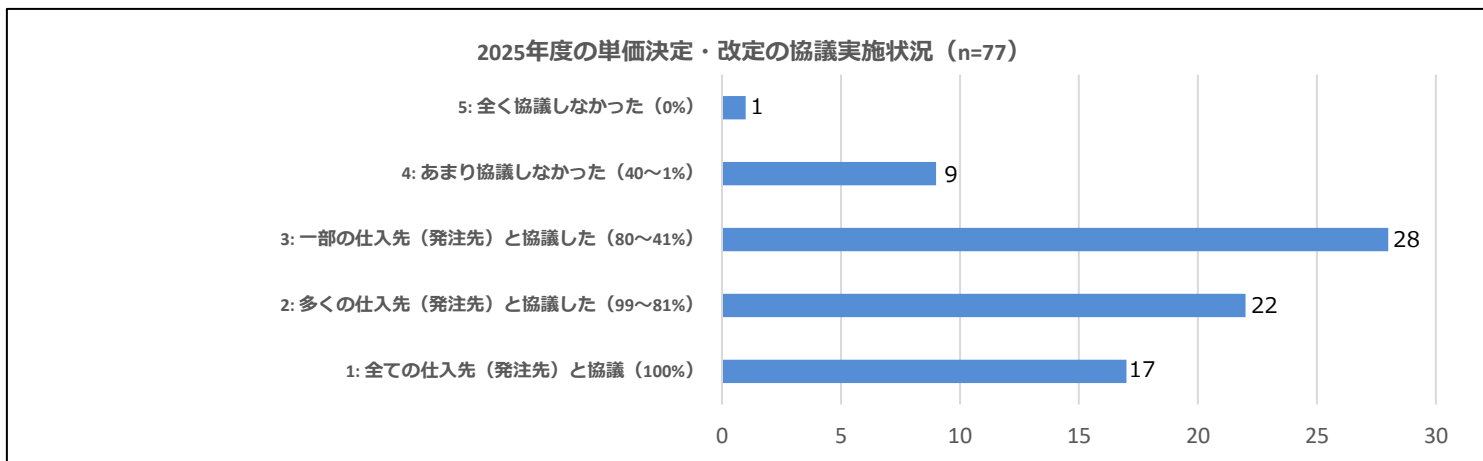
・価格転嫁の協議については、約20%の企業が全ての取引先と協議を行い、約90%の企業が約半数の取引先と協議を行ったとの回答であり、概ね価格転嫁のための協議を行える環境が整っていると言える。一方で、約10%の企業が「あまり協議しなかった」また1社のみであるが「全く協議しなかった」との回答であり、より一層、取引関係にある企業間との価格転嫁の協議ができる環境の整備を推進する必要がある。

・労務費の転嫁については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の履行状況から、より一層の対策が必要であるが、労務費の価格転嫁の反映状況のうち、「81%以上反映できた」に特化すると、令和5年度調査及び令和6年度調査では約20%止まりであったのが、令和7年度調査では約70%と飛躍的に改善された結果となった。また「0%反映」及び「マイナス」でも令和6年度調査では約30%であったものが、令和7年度調査では約4%と減少しており、労務費の価格転嫁がエネルギー費等の価格転嫁と同様に価格交渉できる環境が急速に確立できていると言える。ただし、約15%の企業が40%以下しか反映できていない現状もあり、要求どおりの価格転嫁は難しいことも理解できるが、少なくとも物価上昇に見合った価格転嫁ができるように交渉を継続する必要がある。

・価格転嫁全般については、前述のとおり労務費及び原材料費の価格転嫁については飛躍的に上がったが、エネルギー費の価格転嫁には大きな変化はない。その中で、全ての項目で「100%反映」と回答した企業が約30%と大幅に増加している点は特筆に値する結果である。コスト全般でも「80%以上反映」の企業が約70%と増加しており、価格転嫁が進んでいる結果となった。ただし、労務費と同様に約1%の企業で「0%反映」と回答している現状を踏まえると、改善の余地は残されている。

【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）と協議の実施状況

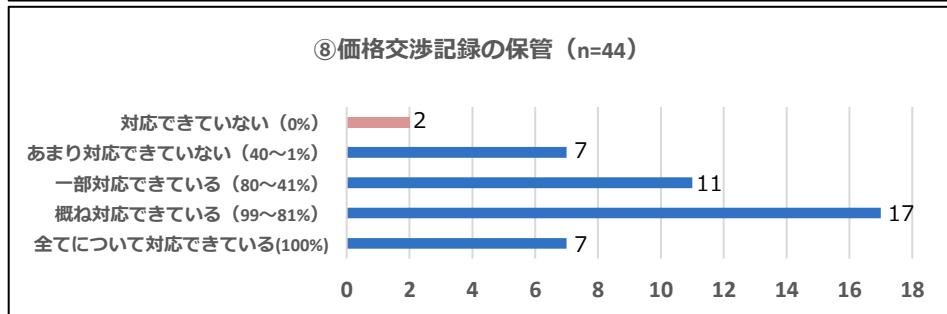
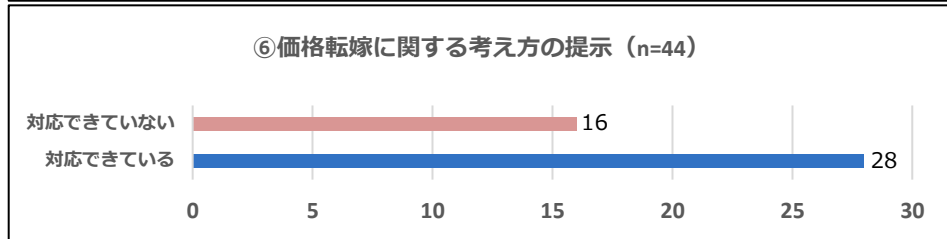
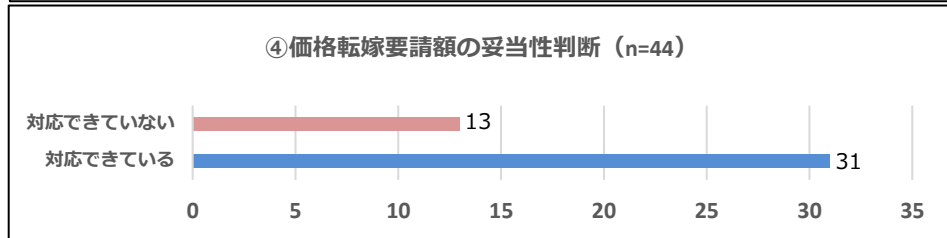
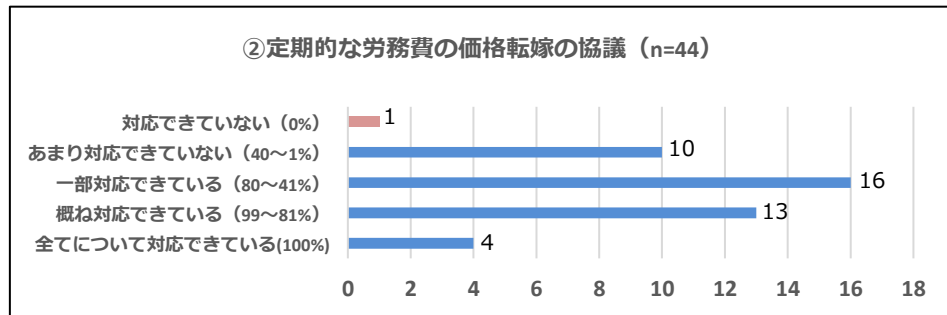
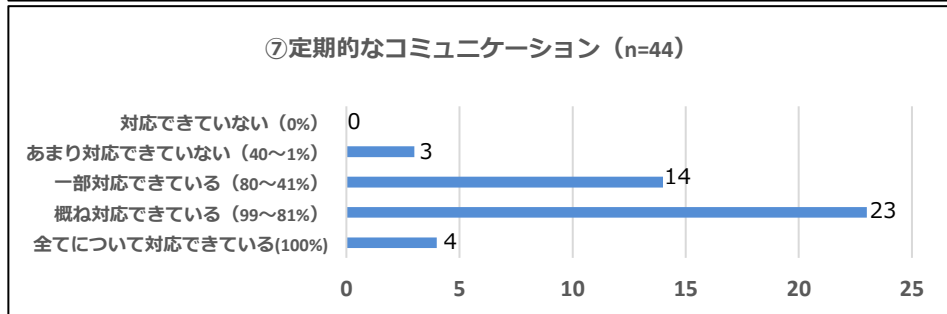
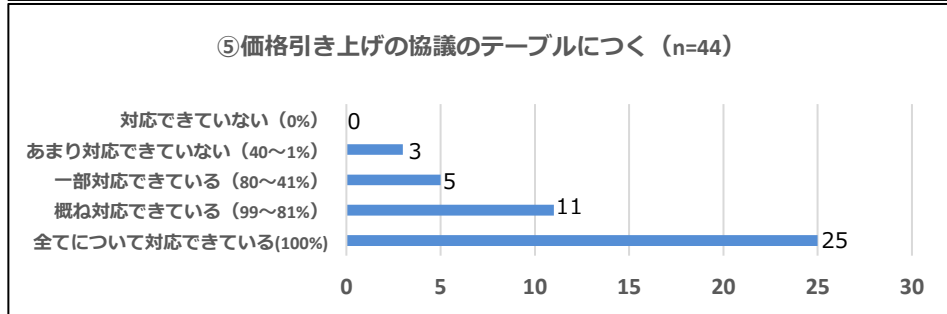
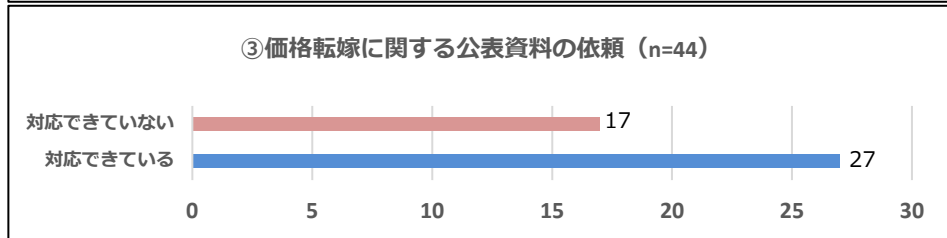
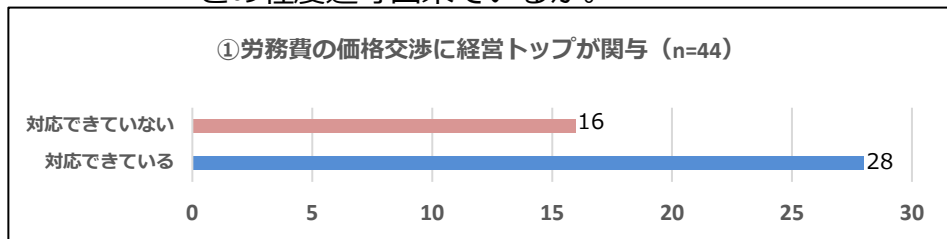


2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法 (2 / 4)

【設問と回答】

設問. 直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているか。



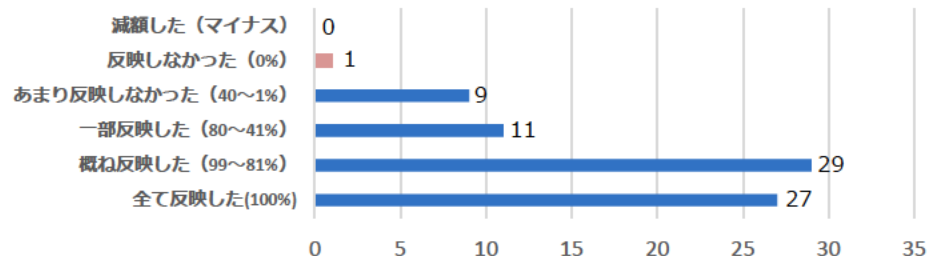
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法（3 / 4）

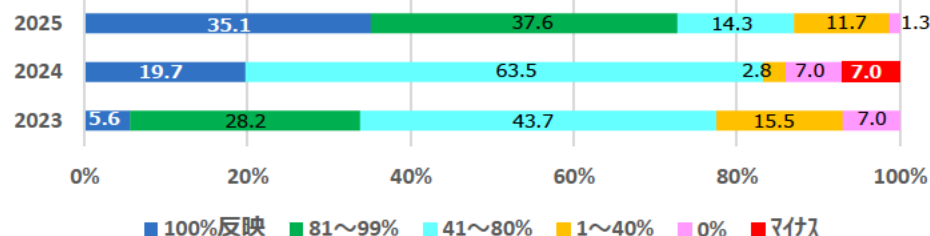
【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。

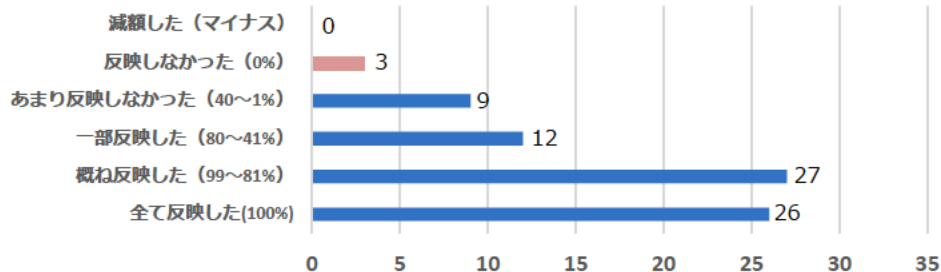
①コスト全般の変動の価格反映状況（n=77）



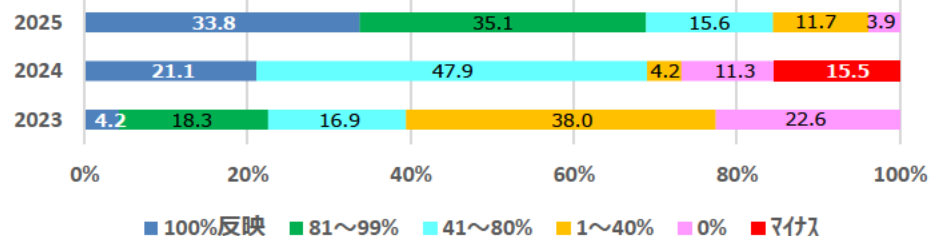
（参考）コスト全般の価格反映状況（2023～2025）の推移



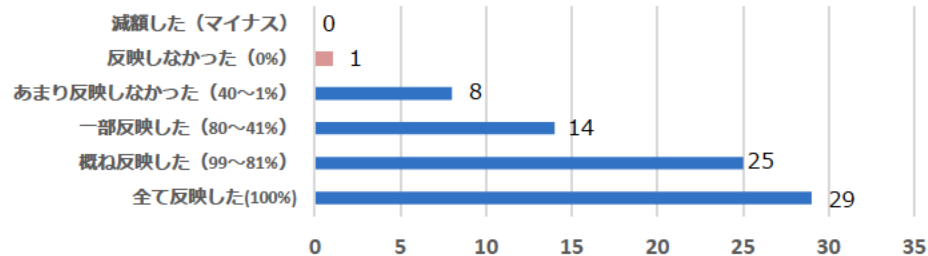
②労務費の変動の価格反映状況



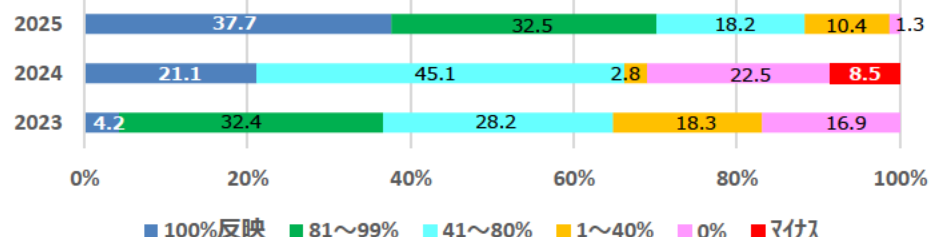
（参考）労務費の変動の価格反映状況（2023～2025）の推移



③原材料の変動の価格反映状況



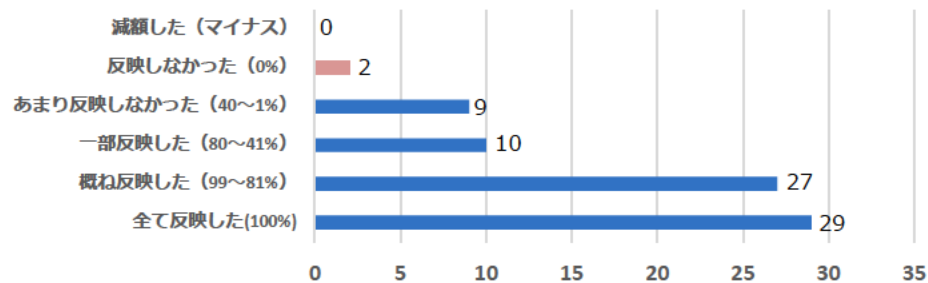
（参考）原材料の変動の価格反映状況の推移（2023～2025）



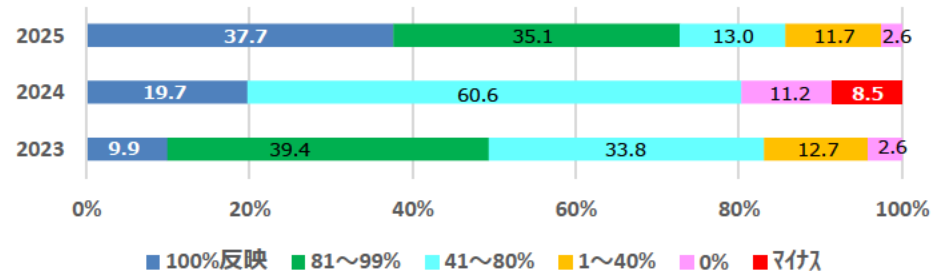
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法（4 / 4）

④エネルギー価格の変動の価格反映状況



(参考) エネルギー価格の変動の価格反映状況の推移(2023~2025)



【課題を踏まえた今後のアクション】

・業界として、以下を徹底する。

- ①価格転嫁が一過性のものではなく、物価上昇など社会情勢の変化に応じて継続的に実施されるべきものである、という考えが概ね定着しつつある結果となったが、一部の取引では、未だ価格転嫁が進んでいない現状もあることを踏まえると、少なくとも物価上昇に見合った価格転嫁の要望を行っていく。
- ②「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、実行が途上の項目がある。特に「経営トップの関与」では約30%の企業が「対応できていない」と回答している現状を踏まえ、機会あるごとに教育・周知を徹底していく。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

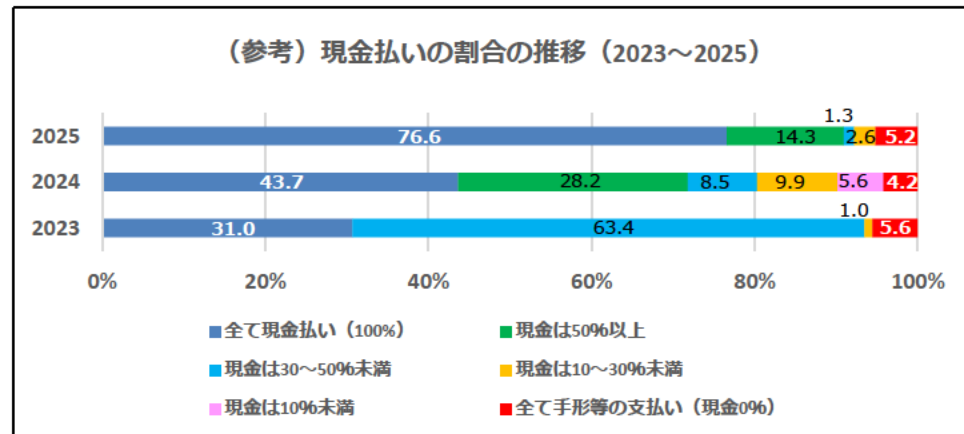
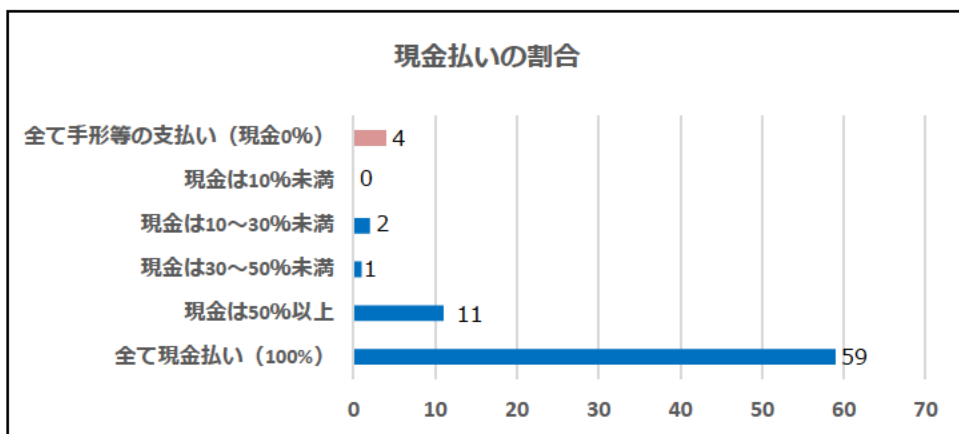
重点課題に対する取組 ②支払条件（1 / 2）

【分析結果・今後の課題】

- ・現金払いについては、約80%の企業が「全て現金払い」であり、令和5年度調査の約30%、令和6年度調査の約40%を踏まえると、取適法施行による約束手形の廃止を踏まえた対応が大きく前進していると判断できる。
- ・手形等のサイトについては、「全て現金払い」でない企業の約30%が、取適法施行後も「60日超」のサイトでの支払いと回答しており、更なる検討・改善の余地がある。
- ・2026年1月1日以降の取引の代金の支払い方法については、調査時点で「全て現金払い」でない約20%の企業のうちの半数が、取適法の施行後は現金払いとする方針であり、電子記録債権やファクタリングでの支払いは残るものの、全体として「全て現金払い」の方向へ向かっていると見えるが、更なる検討・改善の余地がある。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合はどれくらいですか。

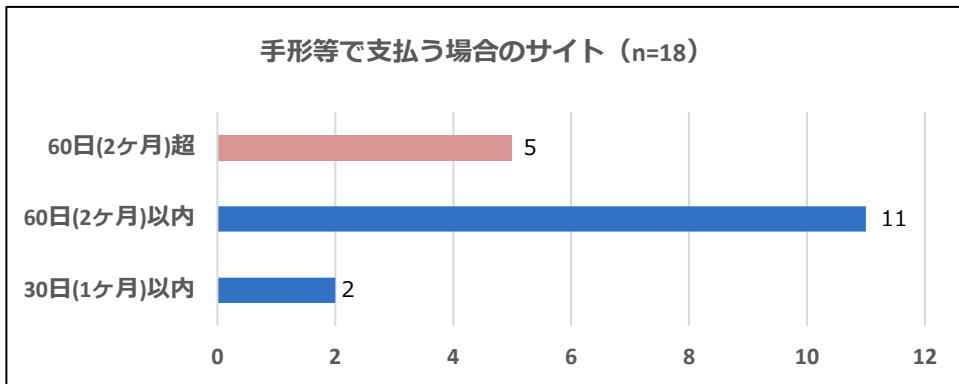


2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件（2 / 2）

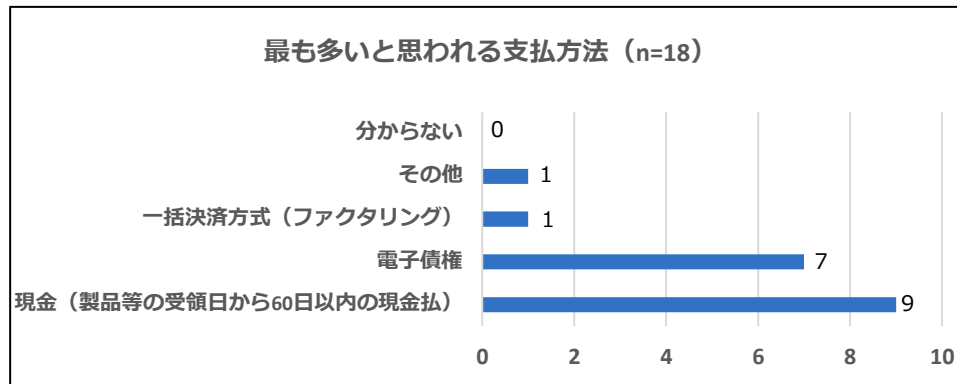
【設問と回答】

設問. 取引代金を手形等（約束手形・電子債権・一括決済方式（ファクタリング）のいずれか）で支払う場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。



【設問と回答】

設問. 2026年1月1日以降に発注する取引の代金の支払いについて、最も多いと考えられる支払方法をお答えください。



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 取適法施行後も60日を超えるサイトでの支払いを続ける、と回答した企業があることは、同法に関連するガイドライン、業界の自主行動計画はもとより、同法の違反行為であることの認識不足と言えるため、個別に指導等を行い、適切な取引の実行を促していく。
- 調査時点で約束手形を取り扱っている企業は、取適法施行後に現金払い、又は電子債権及びファクタリングでの支払いに変更する方針であるが、1社のみ方針が明らかでない回答である。前記の内容等を周知し、可能であれば現金払いに移行するよう指導していく。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③減額要請

【分析結果・今後の課題】

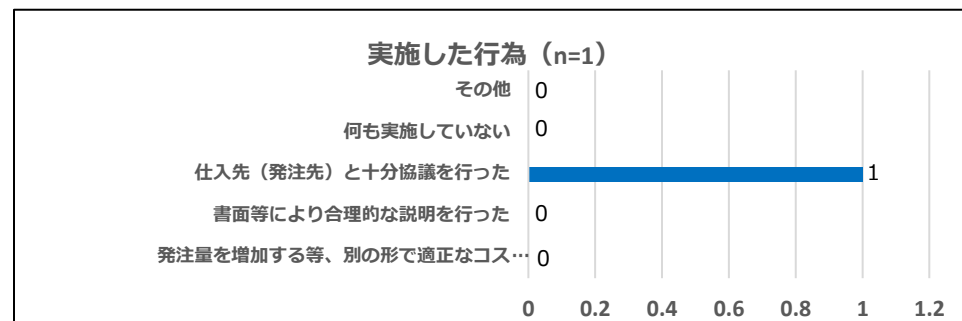
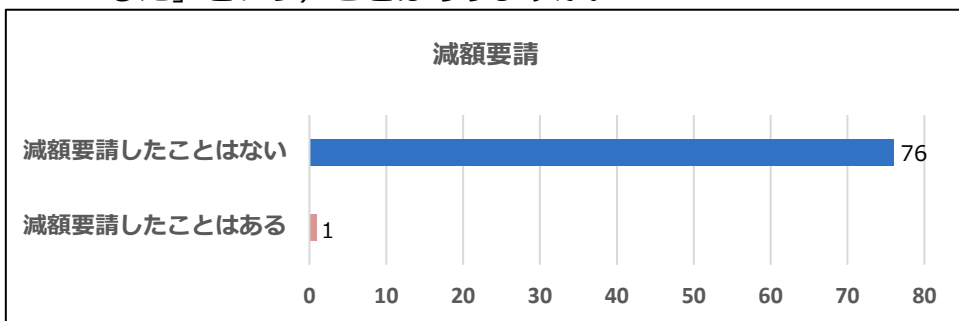
<記載例>

・減額要請については、1社を除き「減額要請したことはない」との回答であり、該当する1社についても「取引先と十分協議を行った」との回答であり、取引上の優越的立場をもって実施したものではないため、特に問題はないと言える。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。

設問. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。



【課題を踏まえた今後のアクション】

・引続き現状を維持するよう、また、仮に減額要請を行う必要性が発生した場合は、取引先が納得できる合理的説明を含め、十分な協議を行うことを指導する。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

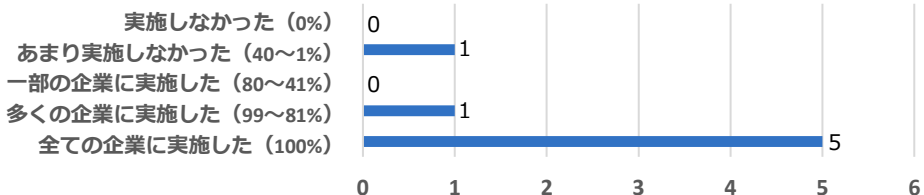
【分析結果・今後の課題】

・そもそも、型取引を行っている企業が少ないため、取引条件の明確化、型の保管費用に関しても概ね適切に実施している。ただし、件数は少ないものの、保管費用や廃棄費用の支払いを行わなかった企業もあり、改善の余地がある。

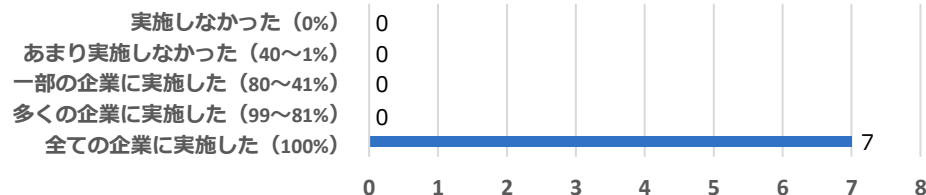
【設問と回答】

設問. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。

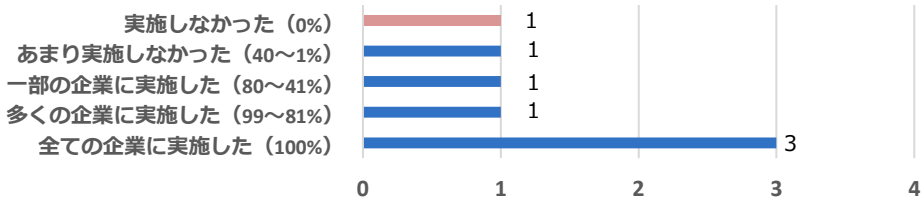
①書面等による取引条件の明確化 (n=7)



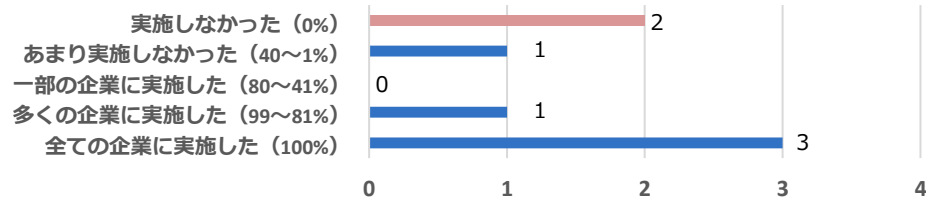
②型代金又は型製作費の早期の支払い (n=7)



③量産終了後の型の保管費用の支払い (n=7)



④不要な型の廃棄費用の支払い (n=7)



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・型取引の改善に向けた取組については、件数自体が少ないため、不適切と思われる取引を行っている企業に関しては、個別に指導を行う。
- ・型取引の問題点等について、ガイドライン及び自主行動計画を周知・徹底する。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

・知財取引については、約40%強の企業が「知財を扱う取引はない」と回答、また、知財取引が80%以下を含めると約90%強の企業が知財取引がない現状を把握できた。

・件数は少ないものの、適切な知財取引のための取組については、あまり積極的に実施していないが、「全く実施しなかった」の理由のうち改善の余地がある「知的財産に関する意識が全体的には浸透していない」と回答したのは1社のみである。

【課題を踏まえた今後のアクション】

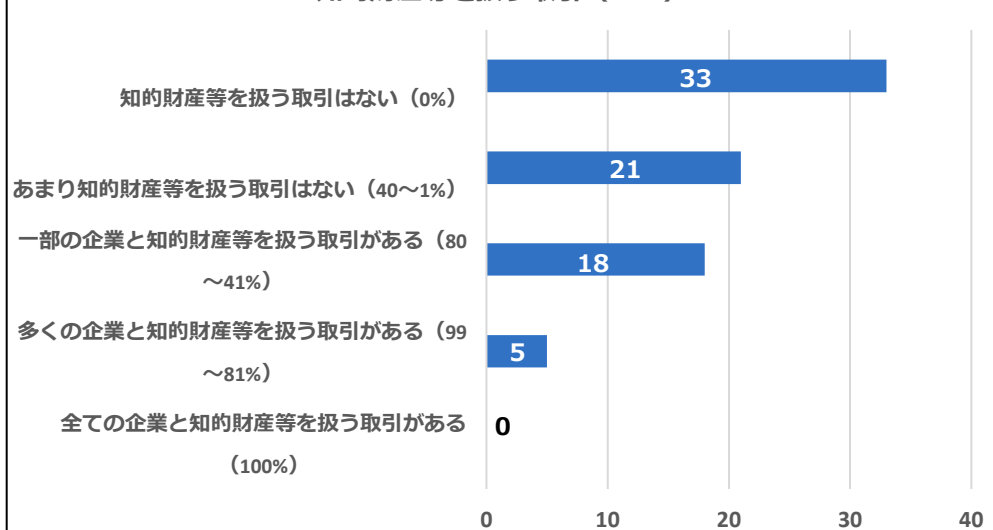
・上記の1社を含め知的財産を含む取引に関して意識が低いと思われる回答もあるため、知財取引の適正化について積極的に取組むように教育・指導を継続する。

【設問と回答】

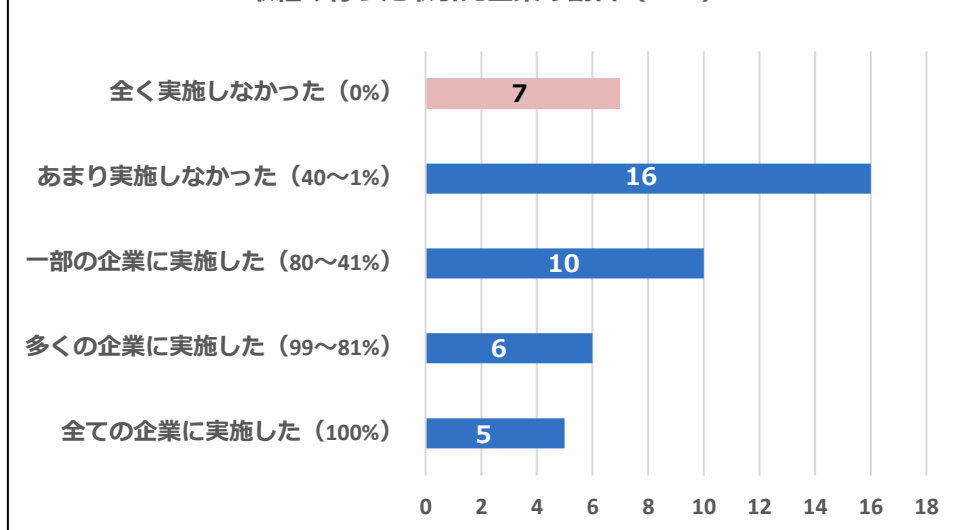
設問. 貴社の取引先企業のうち、何割程度の企業と知的財産等*を扱う取引があるかお答えください。

設問. 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組（以下、単に「取組」という。）を実施した取引先企業の割合をお答えください。

知的財産等を扱う取引 (n=77)



取組み行った取引先企業の割合 (n=44)



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・働き方改革については、約80%の企業が「特に影響はない」と回答しており、「分からない」を含めると約90%の企業が大きな影響は感じていないと言える。
- ・影響の中で「短納期での発注の増加」及び「祝休日出勤の増加」に関しては、以前に比べてかなり減少しており、その他の影響に関しても少数であることから、取引先も止むを得ない状況であった可能性も否定できず、また、影響が常時又は頻繁といったものではなく、全く考慮していないとは言い難いので、サプライチェーンの最下層にある業界としては許容せざるを得ない状況とも言える。
- ・影響によるコスト負担に関しては、

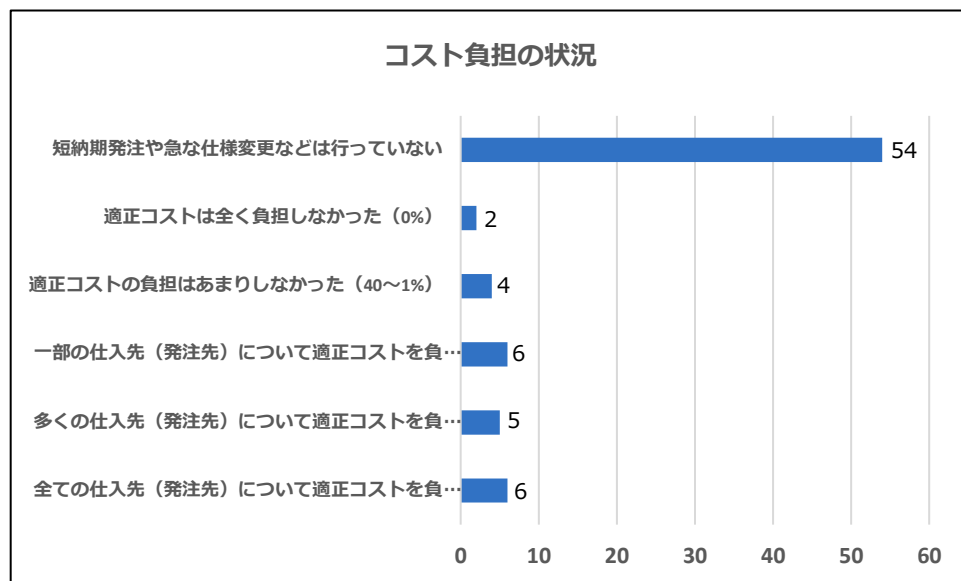
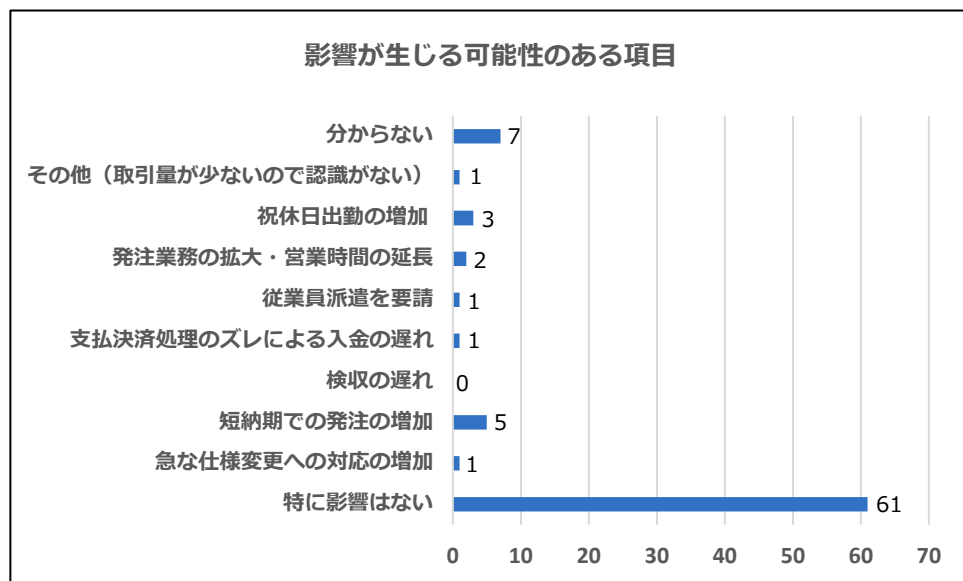
【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・引き続き、自社の働き方改革に影響のある取引については、取引先と調整を行うことを指導する。

【設問と回答】

設問. 貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある項目についてお答えください。

設問. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑦その他

【分析結果・今後の課題】

・普及啓発活動については、約90%弱の企業が何らかの活動を行っているとの回答であり、企業が積極的に価格転嫁を含めた取引適正化に尽力していると言える。

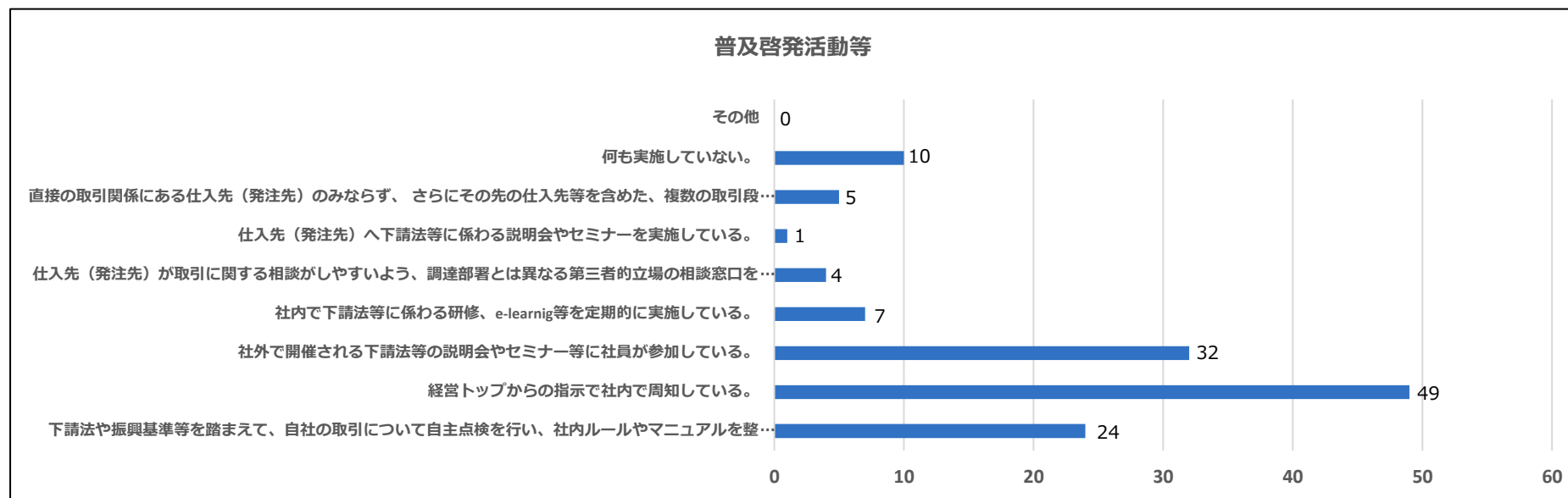
・約10%の企業は「何もしていない」と回答しているが、別途実施している工業会調査によれば、価格転嫁の協議を実施していない企業はなく、また、原材料費、エネルギー費、労務費等が高騰している影響はあるので、調査の選択肢には該当する項目がないため、当該回答となったのではないかと推察している。

【課題を踏まえた今後のアクション】

・サプライチェーン全体に価格転嫁の気風は概ね醸成されつつあると思われるが、一部の取引関係において、協議が円滑に進んでいないところがあるのも調査結果から伺えるため、その是正のため業界として、ガイドライン、自主行動計画の周知徹底を図る。

【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。



3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 自主行動計画及び徹底プランの普及に向けた取組の予定（周知方法、時期、期間等）
- ・ サプライチェーン全体での取引適正化に向けた取組の予定（関連する主要業種や、ティアの深い企業への対応も含めた今後の取組をご記載ください。）